原発事故時においては自主的避難等対象区域(郡山市)に居住し、居住制限区域(浪江町)に居住する申立人夫と婚約中であった申立人妻の平成23年11月の婚姻後の日常生活阻害慰謝料について、妊娠中の避難生活となったこと、出産後は病弱な乳幼児ら3人の世話をしながらの避難生活となったことに鑑み、平成23年11月から平成30年3月まで、子らが入院した4か月間は月額5万円、それ以外の期間は月額3万円の計239万円が増額して賠償された事例。

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)について、申立人X1(以下「申立人X1」という。)、申立人X2(以下「申立人X2」という。)、申立人X3(以下「申立人X3」という。)、申立人X4(以下「申立人X4」という。)、申立人X5(以下、「申立人X5」という。あわせて「申立人ら」という。)及び被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人とは、下記1の損害項目(下記2の期間に限る。)に掲げる 損害の賠償について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力 は及ばないことを相互に確認する。

記

- 1 損害項目
 - 日常生活阻害慰謝料(申立人X2) 2,390,000円
- 2 損害期間

自 平成23年11月1日 至 平成30年3月末日

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1記載の損害項目及び期間についての和解金として、金2、390、000円の支払義務のあることを認める。

第3 支払方法

(省略)

第4 清算条項

申立人らと被申立人は,第1の1記載の損害項目(同2記載の期間に限る。)について,以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人 らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対し て別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立 人が記名押印の上、申立人らが1通を、被申立人が1通を、それぞれ保有するも のとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争 解決センターに交付する。

令和4年1月17日

(仲介委員 仙波 厚)